

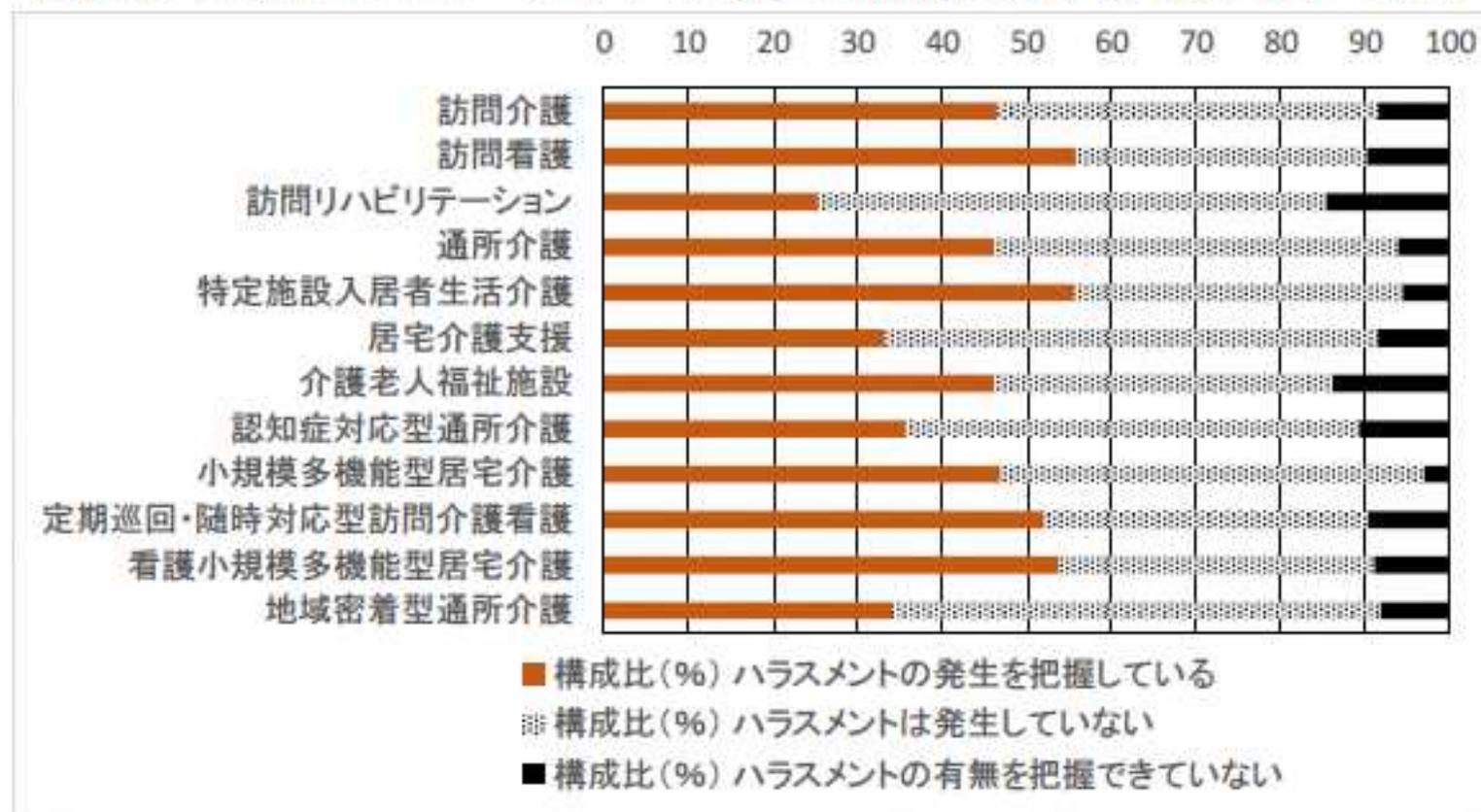
令和元年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料



訪問看護師・訪問介護員安全確保 離職防止対策事業について

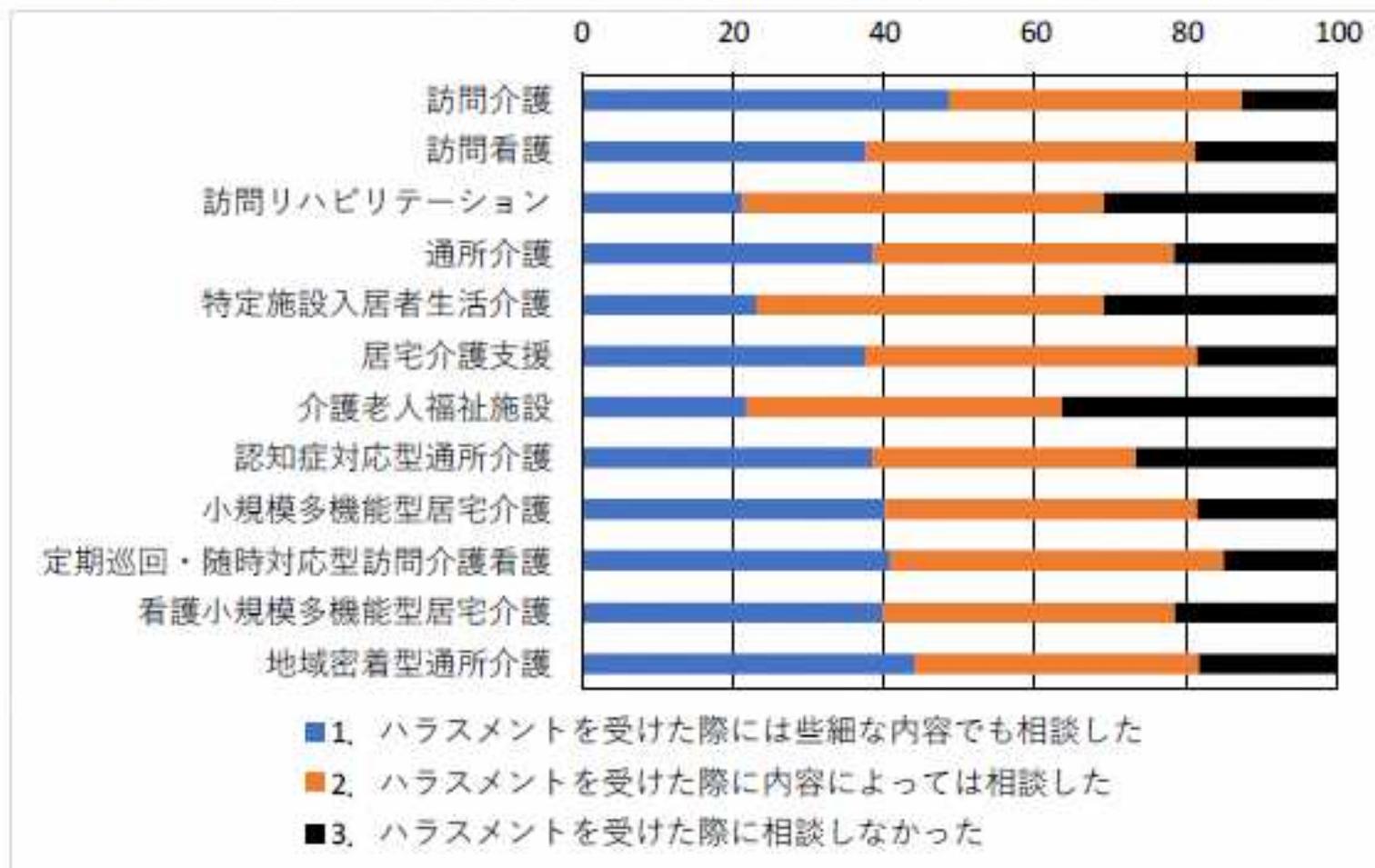
兵庫県健康福祉部 少子高齢局
高齢政策課 介護基盤整備班

図表 5 事業者としてのハラスメントの発生の把握状況等(単位:%)(n=2155)



出所:「介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業」実態調査(管理者)

図表 6 ハラスメントを受けた職員の相談状況(単位:%)(n=5514)



出所:「介護現場におけるハラスメントに関する調査研究事業」実態調査(職員)

訪問看護師・訪問介護員 安全確保・離職防止対策事業って？

訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止を図るため、利用者等からの暴力行為などで2人以上の訪問が必要なケースで、利用者等からの同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、**加算相当額の一部を補助**するほか、**対応マニュアルを作成し、相談窓口を設置**

1 県・市で共同実施

訪問看護師、訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、利用者や家族などからの暴力行為などで2人以上の訪問が必要なケースで、利用者・家族などの同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算 相当額の一部を補助

2 兵庫県看護協会に委託

- (1) 暴力等対策マニュアルの作成
- (2) 暴力等対策研修会の実施
- (3) 暴力等対策相談窓口の設置

暴力等対策マニュアルについて



平成30年度兵庫県委託事業
訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業

訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等の対策

～安心・安全な訪問のために～

☎ 078-371-4165

身体的暴力
精神的暴力
セクシュアル
ハラスメント
その他

★電話相談窓口を開設しています

※暴力等とは

【訪問看護師・訪問介護員への暴力等お困り相談ひょうご】

利用日時：月曜日～金曜日（13：00～16：00）休祝日・年末年始除く
暴力等を受けた本人や事業所の管理者が相談できる窓口です。
専門相談窓口（メンタル相談・法的相談・複数訪問等）をご紹介します。

★暴力対策マニュアルを作成しました

【訪問看護師・訪問介護員が受ける暴力等対策マニュアル】
ご希望の方は兵庫県看護協会のホームページからダウンロードできます。

★研修会を開きます

【平成30年度 訪問看護師・訪問介護員への暴力対策研修】
利用者・家族からの暴力やその対応について学び、法的な視点や事例等を研修します。

★複数訪問について支援します

2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について（深夜の訪問も含む）

2人以上の訪問が必要なケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助します。

※実施は市町によって差があります。お近くの市町介護保険担当窓口へお問い合わせください。



相談窓口について

名 称	訪問看護師・訪問介護員への暴力等お困り相談ひょうご
場 所	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目6番24号
電話番号	078-371-4165
利用日時	月曜日～金曜日 13:00～16:00 (休祝日・年末年始を除く)
相談内容	(内容は守秘義務により守られます) ・利用者や家族などから受ける暴力等※の発生時、発生後の対応について ・専門相談窓口の照会 法的相談・制度の相談・メンタル相談など ※暴力等とは：身体的暴力、精神的暴力、セクシュアルハラスメント、他の相談を受け付けます。
相談できる人	(兵庫県内の事業所に限ります) ・事業所に勤務する訪問看護師、訪問介護員 ・事業所の管理者 ・その他訪問業務にかかわる職員等
相談件数	平成29年度：2件、平成30年度：15件、令和元年度：12件(9月末現在)

2人訪問の費用補助事業について

○補助の内容

訪問看護師、訪問介護員が訪問サービスを提供する際に、利用者や家族などからの暴力行為などで2人以上の訪問が必要なケースで、利用者・家族などの同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助

○補助の要件

- ・兵庫県内の指定訪問看護事業所、指定訪問介護事業所
- ・介護保険法に基づく指定訪問看護、指定訪問介護のサービスを提供

○補助単価

- ▶ 訪問看護、介護予防訪問看護
- ▶ (看護師等による複数名訪問) 1回 2,540円
- ▶ (看護師等と看護補助者による複数名訪問) 1回 2,010円
- ▶ 訪問介護
- ▶ (訪問介護) 1回 1,030円(1,040円※10月～)
- ▶ (共生型訪問介護) 1回 800円(810円※10月～)
- ▶ ※負担割合 市町1/3 県1/3 事業者1/3

市町の実施状況について



○実施市町

神戸市、西宮市（平成29年度～）

相生市、豊岡市、赤穂市、三木市、小野市、丹波市、朝来市、

宍粟市、佐用町（平成30年度～）

尼崎市、川西市、猪名川町、上郡町、養父市（令和元年度～）

○実施していない市町

市町の介護保険担当課は事業所から暴力等の相談があれば、予算化に向けて検討される場合がありますので、一度、市町へご相談ください。

よくある質問



Q1 医療保険で訪問看護を利用している利用者は対象になりますか。

A1 医療保険での利用者は対象となりません。
介護保険で利用している利用者が対象です。

Q2 市町の介護保険担当課へ事前協議を提出してから、時間がかかると聞いたのですが、市からの内示が出るまでの間に訪問している2人訪問は対象となりますか。

A2 市町の事前協議の承認が出れば、2人訪問の実施日に遡って対象になります。

※ 事前協議以前の2人訪問をした場合については、2人訪問が必要と確認できる記録があれば対象となる場合がある場合がありますので、市町へご相談ください。

Q3 2人訪問の際、同行する者に要件はありますか。

A3 訪問看護については、看護師等のほか、看護補助者が同行した場合にも補助対象になります。

訪問介護については、訪問介護員が同行する場合のみ補助の対象になります。

なお、いずれの場合も同じ事業所に雇用されていることが必要です。

調査について(ご協力お願いします)

訪問看護、訪問介護事業所のみなさまへ

訪問看護、訪問介護の現場における利用者・家族からのハラスメントの実態等についての調査をします。

調査については、10月中旬に下記HPへ掲載します。

【ホームページ】

ホーム>暮らし・教育>健康・福祉>介護保険・サービス
>訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業
について

回答期限は10月30日(水曜日)の予定です。